

細 則

会の運営を円滑に遂行するために、会則では押さえられない事項を細則を以って運営する。

【役員】

1. 役員は入会後 1 年を経過した会員の中から、推薦された人に依頼する。
2. 正副会長・各部長は役員の経験者から推薦する。
3. 大きな組織になったため、毎期 11 月～12 月頃に幹事会を招集し、来期構想（役員構想、会則、各部の方針等）を話し合って一元的に決め、個々の考えで人事や構想を進めない。

【役員手当】

1. 役員の労力提供・諸費用に対して年間、会長 10,000 円、副会長 8,000 円、企画部長・運営部長・会計・郵送担当に 5,000 円、企画事務担当に 3,000 円を支給する。
2. 会議や打ち合わせのため、例会等の集会日以外の日に招集をかけた場合は、交通費として 500 円を支給する。
3. 企画部員の企画の諸費用（地元との通信費・地図代等）として 1 企画 1500 円を支給する。
4. 例会・集会等の講師・責任者等との事前打ち合わせで支出した食事・喫茶代は交際費として支給する。
5. 会議・打合わせの内容については極力議事録を残し、H P の会合欄に掲示する様に努める。

【企画】

1. 天気予報が悪い等で企画を中止し、希望者だけで他の山へ行く場合は、スポーツ保険の対象とする為に会の企画として扱う。
2. 初心者は C レベル・D レベルの企画には参加できない。
3. 参加者が企画者を含めて 2 名以下のときは企画を中止とする。
4. 個人企画の参加者を会の H P で募集できるのは、「会の企画と日程が重複又は隣接しない」、「参加者が会員のみである」の 2 条件を満たす場合に限る。ただし、北海道・中国・四国・九州・海外の個人企画については、会の企画と日程が重複又は隣接しても、会の H P で参加者を募集することができる。
5. 個人企画の参加者を会のメーリングリストで募集することはできない。
6. T H C 以外の他の団体が主催する企画に相乗り参加する場合は、責任の所在が不明確となるので、基本的には会の企画とはしない。

7. 企画者は別紙「山行企画者の仕事」「清算書」を参考に実施する。
8. 会の企画で、途中から個人的に離脱行動をとることは認めない。

【入会・休会・退会】

1. 応募に伴う個人情報は厳密に管理し、活動目的（正副会長・保険担当）以外に情報を提供してはならない。
2. 再入会は妨げないが、幹事会承認をもって可とする。
3. 入会希望者は企画に体験参加出来るが、入会しないで体験参加を繰り返すのを防ぐ意味で体験参加は1回のみとする。参加費は会の精算方法を適用する。
4. 休会は1年度単位とし、1年度内に休会・休会解除を繰り返すことは出来ない。

【備品】

1. 備品の貸し出しは、会の企画を優先し、会の予定が無ければ個人企画に先着順で貸し出す。
2. 備品を返却するときは、綺麗に掃除をし、不足品が無いことを確認し、次回すぐ使える状態にして返却すること。
3. 備品の破損・紛失は過失である限り弁償請求はしない。備品を破損・紛失した場合は必ず備品管理担当者に報告すること。

【その他】

1. 会員の友人・知人を企画に同行させることは原則として認めない。ただし、転勤等で退会した元会員を現地合流等で企画に同行させることは認める。同行させる場合は企画部長の許可を得ること。参加費は会の清算方法を適用する。
2. 事故プール金は積み立て趣旨から、バスハイキング・現地集合・公共交通機関利用の場合は徴収しなくとも良い。